作成日：　1999 年 9 月 30 日
改訂日(V.9BC)：　2023 年 8 月 7 日

安全データシート

１．化学品及び会社情報

化学品の名称：　**日農アプロードパダン粒剤**

会社名：　日本農薬株式会社
住　所：　〒104-8386 東京都中央区京橋 1 丁目 19 番 8 号 京橋ＯＭビル
担当部門：　環境安全・品質保証部
TEL. 050-3490-3494
e-mail: kankyouanzen@nichino.co.jp
緊急連絡電話番号：(平日)　050-3490-3494 (環境安全・品質保証部)
(休日、夜間)　04-2929-8961 (ＡＬＳＯＫ)
推奨用途及び使用上の制限：農薬(殺虫剤)、農薬登録の範囲外の使用は不可
ＳＤＳ番号：　５０１－５７(Ｍ３８６)

２．危険有害性の要約

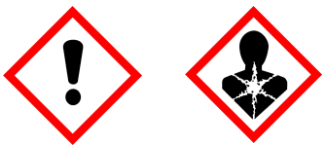
ＧＨＳ分類

物理化学的危険性	自然発火性固体	区分外
健康有害性	急性毒性(経口)	区分外
	急性毒性(経皮)	区分外
	急性毒性(吸入：粉じん、ミスト)	区分４
	皮膚腐食性及び皮膚刺激性	区分外
	眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	区分外
	皮膚感作性	区分外
	特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分２(神経系)
環境有害性	水生環境有害性(急性)	区分３
	水生環境有害性(長期間)	区分３

上記で記載がない危険有害性は､分類対象外か分類できない。

ＧＨＳラベル要素

絵表示



注意喚起語　警告

危険有害性情報
吸入すると有害
臓器(神経系)の障害のおそれ
水生生物に有害
長期継続的影響によって水生生物に有害

注意書き

【安全対策】

- ■ 粉じんを吸入しないこと。
- ■ 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
- ■ この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
- ■ 取扱い後は手をよく洗うこと。
- ■ 必要な時以外は環境への放出を避けること。

【応急措置】
- ■ 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- ■ 気分が悪いときは医師に連絡すること。
- ■ ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。

【保管】
- ■ 施錠して保管すること。

【廃棄】
- ■ 内容物、容器を法、条例等に従って安全に処理する。または都道府県知事等の許可を受けた専門の産業廃棄物処理業者に委託して適切に処理する。

他の危険有害性：特に無し。

３．組成及び成分情報

化学物質･混合物の区分：混合物

有効成分化学名(一般名)：

1) 1,3-ビス(カルバモイルチオ)-2-(*N,N*-ジメチルアミノ)プロパン塩酸塩（一般名 カルタップ塩酸塩）
 別名：1,3-ジカルバモイルチオ-2-（*N,N*-ジメチルアミノ）-プロパン塩酸塩
2) 2-ターシャリーブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニル-3,4,5,6-テトラヒドロ-2*H*-1,3,5-チアジアジン-4-オン（一般名 ブプロフェジン）
 別名：(*Z*)-2-*tert*-ブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニル-1,3,5-チアジアジナン-4-オン（IUPAC 名）

成分及び含有量：

成　分	含有量	CAS No.	安衛法 No.	化審法 No.
カルタップ塩酸塩	4.0%	15263-52-2	2-(5)-96	(2)-1812
ブプロフェジン	2.0%	953030-84-7	8-(7)-839	―
〈その他〉				
固形パラフィン	4.8%	8002-74-2	既存物質	(8)-414
リン酸	1.3～1.5%	7664-38-2	既存物質	(1)-422
鉱物質微粉等	残	―	―	―

４．応急措置

吸入した場合：　被災者を直ちに新鮮な空気の場所へ移し、安静に保つ。速やかに医師の診断を受ける。

皮膚に付着した場合：直ちに汚染された着衣、靴等を脱ぐ。多量の流水で洗い流し、石鹸を使ってよく洗浄する。異常がある場合は医師の診断を受ける。

眼に入った場合：直ちに清浄な流水で数分間洗浄する。眼球、まぶたの隅々まで水がよく行きわたるように洗う。コンタクトレンズを着用していて容易にはずせる場合ははずし、その後も洗浄を続ける。直ちに医師の診断を受ける。

飲み込んだ場合：水で口の中を洗浄し、コップ１～２杯の水を飲ませる。意識が無い場合には、口から何も与えてはならない。直ちに医師の診断を受ける。カルタップによる中毒に対しては動物実験でL-システイン製剤の投与が有効であると報告されている。

５．火災時の措置

消火時の注意：　消火活動には適切な保護具(自給式空気呼吸器等)を着用し、風上より行う。加熱されることによって刺激性又は有害なガスが発生することがあるので、高温により発生するガス、煙等を吸い込まないように注意する。
消火水が下水や河川等の水系に流れ込まないように適切な処置をとる。

消火剤：　水、粉末、泡沫、炭酸ガス、霧状水
使ってはならない消火剤：情報無し。

６．漏出時の措置

付近の人を風上に避難させ、漏出現場への立ち入りを禁止する。適切な保護具(保護衣、保護メガネ、保護マスク等)を着用して、眼や皮膚に触れたり、粉じんやガスを吸い込まないようにする。漏出物を密封できる容器に回収する。その後、汚染された場所を水で洗う。漏出物や洗浄水等が河川、下水等に流出し、環境へ影響を与えないように措置する。

７．取扱い及び保管上の注意

取扱い：　局所排気装置等適切な換気装置の下で取り扱う。適切な保護具を着用し、粉じんやガスを吸い込んだり、眼、皮膚に触れないようにする。
作業後はすみやかに眼、手、顔を洗い、うがいをする。

保管：　容器を密閉し、換気のよい冷暗所に保管する。食物、飼料等と離し、無関係者、子供の手の届かない毒劇物倉庫に施錠して保管する。盗難･紛失の際は警察に届け出る(劇物)。

８．ばく露防止及び保護措置

設備対策：　局所排気装置を設ける。取扱い作業場の近くに洗眼、洗面、うがい、安全シャワー設備を設置する。

個人保護具：　状況に応じた適切な保護具を着用する。防じんマスク、保護メガネ、保護衣、ゴム手袋
作業時に使用していた衣類等は他のものと分けて洗濯する。

９．物理的及び化学的性質

外観：　類白色細粒
臭い：　データ無し。
比重：　データ無し。
pH：　3.5～5.0（1%水懸濁液、20℃）
引火点：　データ無し。
自然発火性：　常温で空気と接触しても自然発火しない。

１０．安定性及び反応性

化学的安定性：　通常の取扱い条件では安定。
危険な反応：　知られていない。
危険有害な分解生成物：　知られていない。

１１．有害性情報

急性経口毒性：　ラット LD_{50} 値(mg/kg)　♀　>2000(死亡例無し。中毒症状がみられたが一過性。)

急性経皮毒性：　ラット LD_{50} 値(mg/kg)　♂,♀ >2000(死亡例及び中毒症状無し)

急性吸入毒性：　1%以上含有され、分類できる成分は区分４のカルタップ塩酸塩原体のみであることから区分４とした。毒性未知成分量は 95.7%。

皮膚腐食性及び皮膚刺激性：

ウサギ　刺激性無し。

眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性：

ウサギ　軽度の刺激性あり。適用 48 時間後に回復。
(GHS の眼刺激性の判定基準に該当しない。)

皮膚感作性：　モルモット　陰性

呼吸器感作性：　データ無し。

特定標的臓器毒性(単回ばく露)：

区分１(神経系)に分類されるカルタップ塩酸塩原体を区分２の濃度限界の範囲である 1%以上、10%未満含有することから、区分２（神経系）とした。毒性未知成分量は 89.3%。

特定標的臓器毒性(反復ばく露)：

混合物に濃度限界以上含まれ、毒性情報のある成分で特定標的臓器毒性物質として分類される成分はない。混合物中に毒性未知成分が、92.6%含まれているため分類できない。

１２．環境影響情報

水生環境有害性(急性)：

コイ、オオミジンコ、緑藻の毒性データにより区分３とした。

水生環境有害性(長期間)：

慢性区分１に分類される成分含量から推定し、区分３とした。毒性未知成分量は 97.1%。

生態毒性：

コイ	LC_{50} 値/96hr	17.1 mg/L
オオミジンコ	EC_{50} 値/48hr	25.0 mg/L
緑藻[#1]	ErC_{50} 値/0-72hr	79.2 mg/L

(#1:*Pseudokirchneriella subcapitata*)

残留性・分解性：　製剤のデータ無し。

生体蓄積性：　製剤のデータ無し。

土壌中への移動性：　製剤のデータ無し。

オゾン層への有害性：製剤のデータ無し。

１３．廃棄上の注意

法、条例等に従って安全に処理する。または産業廃棄物処理業者に委託して適切に処理する。

空容器：内容物を使いきった後、適切に処理する。

１４．輸送上の注意

容器に異常の無いことを確かめ、転倒、落下しないように積載する。

国連番号：　該当せず。

品名（国連輸送名）：　該当せず。

国連分類：　該当せず。

容器等級：　該当せず。
海洋汚染物質：　該当せず。
緊急時応急措置指針番号：151

１５．適用法令

農薬取締法

毒物劇物取締法：劇物(1,3-ジカルバモイルチオ-2-(*N,N*-ジメチルアミノ)-プロパン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、1,3-ジカルバモイルチオ-2-(*N,N*-ジメチルアミノ)-プロパンとして 2%以下を含有するものを除く。)

労働安全衛生法

表示対象物(法 57 条、施行令第 18 条)：ブプロフェジン(政令番号 334)、固形パラフィン(政令番号 170)、リン酸(政令番号 618)

通知対象物(法 57 条の 2、施行令第 18 条の 2)：ブプロフェジン(政令番号 334)、固形パラフィン(政令番号 170)、リン酸(政令番号 618)

化学物質排出把握管理促進法(化管法)

指定化学物質：ブプロフェジン(第一種 管理番号 357)、カルタップ(第一種 管理番号 152)

１６．その他の情報

参考文献

1) JIS Z 7252：2009、GHS に基づく化学物質等の分類方法
2) JIS Z 7253：2012、GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法―ラベル、作業場内の表示及び安全データシート (SDS)

本データシートの記載内容は、この製品の取扱い時の安全性に関する参考情報であり、安全性や品質の保証をなすものではありません。また危険性、有害性の評価は、必ずしも充分ではありませんので、取扱いには充分注意を払って下さい。